

再審・えん罪事件全国連絡会ニュース

2021年12月15日 第106号

連絡先

〒113-8463 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター5階 日本国民救援会中央本部内
電話:03-5842-5842 FAX:03-5842-5840 WEBサイト:www.saishin-enzai.net

事件勝利と再審法改正めざし

再審・えん罪事件全国連絡会 第30回総会ひらく

再審・えん罪事件全国連絡会の第30回総会が12月4日、東京・江東区の亀戸文化センターで開催されました。新型コロナウイルス感染拡大の再燃が懸念されることから、前回につづいてZOOMを利用したリモート併用でおこなわれ、会場とリモート合わせ、合計で加盟16事件3団体から41人が参加しました。この1年間の事件の活動が報告され、袴田事件、名張事件などの重要局面を迎える事件の支援の強化や、刑事収容施設の処遇改善、再審法改正に向けた取り組み強化などの活動方針を採択し、新たな役員を選出しました。(決定全文と選出された役員はWEBサイトに掲載します)。

総会の冒頭、事務局次長をつとめた客野美喜子さんをはじめ、この1年に亡くなられた方に黙祷をささげました。共同代表の新倉修さんが「冤罪の検証と防止に向けた法整備の実現に向けて声をあげよう」と挨拶。事務局長の瑞慶覧淳さんが議案に沿う形で1年間のたたかひの成果と課題を報告。とくに袴田事件で昨年12月、再審取り消し決



リモートで会議に参加するみなさんのようす

定を昨年最高裁に取り消しをさせたことの意義は大きいと強調し、差し戻し審でも弁護団の新たな実証実験が最高裁の求める科学的知見に応える新証拠になったと強調しました。布川国賠については、地裁が認めた警察の違法にくわえて、高裁が検察の違法も認めたことと、一審判決が認めた検察の証拠開示義務を取り消さなかったことの意義も今後の運動に生かす必要があるとしました。また、ねばりづよい要請で三者協議を勝ちとった日野町事件については、不当な裁判所の実態を広く社会に訴えることで状況を打開したと述べました。

連絡会独自のとりくみとしては、再審準備中事件による交流集会を開催し、再審請求へ踏み出すための糸口をつかもうという初めての試みも提案されました。そのうえで、今後の事件のたたかひ方について討論を呼びかけました。

冤罪の闘い、明るく希望をもって一桜井さん

メイン講演として、布川事件で再審無罪を勝ち取り、国賠裁判でも高裁で勝利判決が確定した桜井昌司さんが登壇。なぜ自分が裁判で勝てたのかについて、冤罪とたたかった54年の半生を振り返りました。

桜井さんは一審で無期懲役判決を受けて東京拘置所に行き、そこで柴田五郎弁護士から「国民救援会に手紙を書け」と勧められ、何度も何度も書くうちに、東京都本部の高橋勝子さんから返事が来たのが最初で、その後だんだんと手紙や面会での激励が増えていき、自分の人生を考えたことのない自分自身が変わるきっかけになったと述べました。そして、拘置所の中

から自分を取り調べた警察官に送った手紙が、今回の国賠の判決に引用されているとして、「自分の無実を訴えるためにおこなう行動は、必ずどこかで力になるんだと確信した。意味がない、無駄だということはない」と強調しました。

弁護団については、仲間内ではなく、党派性もなく、様々な人が参加して、弁護団会議は支援者はもちろんマスコミの記者も入れ、フルオープンだったと話しました。「いろいろな人の力を集めてやろうというのが布川弁護団だった。これも布川事件が勝った特徴だ」とし、ほかの事件で弁護団が、「証拠の目的外使用にあたる」として支援者に証拠を見せないことについて、「闘いを狭くして勝てなくしているのではないか。強大な裁判所に立ち向かうのに支援者と弁護団と本人が力を合わせなくてどうするのか」と参加者に檄を飛ばしました。

再審法改正については、「冤罪事件そのものを勝たせると同時に、ゆがんだ法制度をただすべきだ」と強調し、法改正をもとめて冤罪犠牲者の会を立ち上げたとしました。あちこちの地方議会で再審法の意見書採択運動が取り組まれています。多くの議会で「高尚な問題には高度な判断が必要だ」などとして取り合ってもらえない実情があるとしました。桜井さんはこれに対して、「もっと私たちが理解しやすい立場で接する必要がある。誰もがが平等に裁かれるシステムを作ってほしいだけだ、主権者国民を、市民を守る立場として地方議員に考えてほしいと言いたい」とし、この運動が必ずいい形で勝てるだろうと結びました。

そして今後の展望について「世の中は変わる、変えることができる。それは私自身が変わったからだ」と強調。「自分が嘘を言わない、嘘を言えない立場になると、本当のことしか言えなくなる。自分自身が冤罪になったことで正義や真実が何か分かった。私が変われたように、人を変える、社会を変える。だれもが平等に裁きを受けて冤罪が作られないようすることはできる」と話し、「命ある限り、再審法はもとより今の裁判の在り方が間違いだということを社会に広め、冤罪仲間を救う闘いの戦闘に立ちたい。皆さん、明るく希望をもって楽しく戦いましょう」と締めくくりました。



講演する桜井昌司さん



モニターを見ながら参加する本会場のようす

各事件からの報告

大詰めを迎える各事件について報告がありました。

東住吉事件国賠の青木恵子さんは、裁判所が和解を提案し、年内の和解成立に向けて協議が進んでいることを方向。裁判長からは、「判決を出せば控訴、上告される。平成7年の事件が令和4年までかかり、それ以上の長い裁判になる。和解案を出して青木さんの闘いを終わりにさせたい」と裁判長から伝えられたと報告。「和解が成立すれば司法が変わるきっかけになる」と話しました。



父の無念を晴らしてと訴える弘次さん、美和子さん

湖東記念病院事件国賠の西山美香さんは、県警が「西山が犯人だ」とする反論書意見書を出したことに怒り心頭。さらに県側が11月末の期限をすぎても意見書を出さない状況を伝え「県側に闘う意思はないのか。意思がないのなら、自分たちの過ちを認めればいい。逃げているとしかいいようがない」と述べて、支援を求めました。

日野町事件の阪原弘さんの長男・弘次さんと長女・美和子さんが参加。美和子さんは11月におこなわれた高裁で初めての三者協議の場で裁判官に思いを訴えることができたことと報告し、「ちゃんと真実を見てくれる裁判官がいると信じ、裁判官に心から訴えて再審無罪を勝ち取りたい」と述べました。

名張毒ぶどう酒事件については、名張事件全国の会の田中哲夫さんが報告。懇親会に参加した7人の村人の供述調書9通が開示され、ぶどう酒を飲んだ人が「石油臭い」と証言をしていました。弁護団はこの点に着目し、凶器とされた農薬ニッカリンTは油のにおいはしないが、弁護団が成分鑑定の結果推論している三共テップという農薬はベンゼンが含まれていることから、奥西さんの自白と異なる農薬が使われた可能性があるとする意見書を11月に提出したと述べました。弁護団は妹の岡美代子さんが92歳になったことも考慮して、今の裁判体で年度内に決定を出すよう求めており、「最後のたたかいだ」と位置付けて闘っているとして、裁判所への要請はがき運動への協力を求めました。

また、刑務所などの刑罰者の処遇問題については、小石川冤罪事件の再審を支援する会の事務局・芝崎孝夫さんが、千葉刑務所に収監中の伊原康介さんが体調不良を訴えてもなかなか診察をしてもらえず、1週間も待たされる場合があることや、受診の際に説明がなく「異常ありません」としか言われないこと、外部の医療機関を受診することができないなどの問題が起きていることを報告しました。

あたり前が通じる社会に

討論を終えて瑞慶覧事務局長がまとめをおこないました。

年内から年度内にかけて重要な事件で大きな決定があることから、個々の事件で勝利することが再審法改正に向けて国会を動かし世論を動かす大きな力になるから、お互いに年末年始に奮闘しようとまとめました。役員体制については、あらたに桜井昌司さんに代表委員に加わってもらうことを提案。拍手で承認されました。

閉会挨拶で新任の桜井さんは、「あたり前のことがあたり前に通じる社会がやっときたと痛感している。この流れが、いま苦しむ冤罪仲間の力になる。明日に希望をもって頑張ろう」と述べました。

布川国賠の集結祝い、勝利報告パーティ

54年の闘い、共に歩んだ仲間と歓喜

北海道から鹿児島 支援者・弁護人150人がつどう

布川国賠勝利報告パーティーが12月12日午後2時から日本プレスセンターレストラン「アラスカ」で、150名が集まり開かれました。

桜井昌司さんの広い交友関係を表すように、全国遠くは北海道や鹿児島から、大阪からも多くの参加者があり、冤罪犠牲者も多数参加されました。

豊崎七絵代表委員の開会のあいさつの後、桜井さんの挨拶と弁護団報告があり、乾杯の後、えん罪事件被害者の発言やこれまで布川に関わった方々からのメッセージが語られ、勝利の喜びにあふれた集いになりました。合間にイジョンミさんのすきとおった歌声と大阪のサっちゃんバンドの歌と踊りが場を盛り上げました。サっちゃんバンドというのは大阪で何者かに謀殺さ

れた医師矢島祥子さんのお兄さんを中心に組まれたバンドだとのこと。

なお、パーティー開始前には、金聖雄監督による桜井さんの映画「オレの記念日」の映像も一部流されましたが、来年1月には完成予定とのこと。ご期待ください。

(布川国賠を支援する会事務局長・山川清子)



国賠勝利報告パーティーの様子(写真はいずれも愛知・山盛富高さん)

冤罪の責任を明らかにした布川国賠

九州大学教授 豊崎七絵さん

勝利報告パーティの冒頭で、布川国賠を支援する会の代表世話人・豊崎七絵さんが挨拶を述べましたので紹介します。

桜井さん、国賠勝利判決、本当におめでとうございます。

桜井さん、弁護団の先生方、そして支援者のみなさんによる大奮闘が、このような素晴らしい成果となって実を結びました。冤罪をめぐる闘いの歴史を大きく前進させてくださいました。

布川事件は、再審においても、このたびの国賠においても、単に勝ったというだけでなく、大変筋の通った勝ち方をして、道を切り開いてきました。

再審では、新旧証拠の総合評価と証拠開示が正しく行われれば、えん罪事件は救済されるという道理を明らかにしました。「冬の時代」、「逆流現象」ともいわれた当時、布川事件のこのような素晴らしい、画期的な勝ち方は、多くの再審請求事件に希望をもたらしました。検察官による激しい抵抗も見事にはねのけ、再審無罪を確定させました。

そして今回の国賠での高裁の勝利判決は、桜井さんがこれまで一貫して訴えてきた事実を正面から受け止めるものでした。警察官がポリグラフ検査の結果について「おまえの供述は全て嘘であると判明した」と虚偽を告げて桜井さんに非常に強い心理的動揺を与えたこと、また検察官が、桜井さんのアリバイ主張に対し、虚偽の事実まで述べて「おまえの言うことは信じられない」などと高圧的な態度で自白に迫り、身体拘束され続けていた20歳の桜井さんを絶望的な心理状態に追い込んだこと、こうした取調べは違法で、国賠法上の不法行為であることを認めました。

国賠での勝利は、再審での証拠開示をはじめとする闘いに加え、まだ20代であった桜井さんの獄中での手記（日記）や手紙、そして確定一審からの揺るぎない主張が全て見事にかけ合わさって、生み出されたものと思います。ひとつひとつのいとなみが、このようなかたちで実を結んだことは、素晴らしいというほかありません。

高裁は、地裁の証拠開示に関する画期的な判断には触れていませんが、さりとて否定するものではなく、すでにご指摘がある通り、その判断は生きています。また身体拘束そのものに関する違法性は、裁判所の責任にはねかえる難しさもあってか、認められるところにはなりませんでしたが、布川事件での闘いをしっかり引き継いで、日本の異常な身体拘束のあり方を変えてゆかなければなりません。

布川国賠のあゆみは、えん罪を繰り返さないためには、えん罪の原因と責任の所在を明らかにすることが不可欠であることを教えてください。布川事件の次は、東住吉事件そして湖東記念病院事件の国賠が、このあゆみを一層確かなものにするかと確信しております。

最後になりますが、本日、私は桜井さんの歌を何よりの楽しみに上京いたしました。今年4月の出版記念パーティーでの歌は圧巻で、桜井さんのお父様とお母様をはじめ、今は幽明境を異にする方々にも必ずや届いたはずだと思うほど、心が震えました。本日もきっとそうなることでしょう。

以上、私の挨拶とさせていただきます。このたびは誠におめでとうございます。



再審法改正をめざす議会請願運動に奮闘

日本国民救援会徳島県本部 事務局長松浦章仁

日本国民救援会は、2018年に開いた第59回全国大会で「再審における検察手持証拠の全面開示」と再審開始決定に対する検察の不当な不服申し立ての禁止を柱とした「再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）」運動を提起しました。そして、再審法改正の実現を勝ち取るために、個別事件の再審を求めたたかひの支援強化と同時に、再審法改正を求める地方議会での意見書採択運動を重視して取り組んでいます。

国民救援会徳島県本部では、昨年12月の定例県本部常任委員会で、今年の3月議会に向けて、再審法改正をめざす特別班を結成することを決めました。第一回班会議で、再審法改正の必要性の学習と、取り組みの進んだ茨城県本部の講演DVDを視聴しました。

1月22日に開いた第2回班会にて、地方議会への陳情の手順について学び、地方議会での請願・陳情の具体化について検討。3月議会へ向けて締め切り日が2月中旬である事を確認しました。2月10日の第3回班会で地方議会での請願・陳情の締め切り日と救援会員の紹介議員を確認。2月16日と17日、松浦班長が、国民救援会の会員の議員に再審法について説明。2月22日、吉野川市議会へ再審法改正の意見書採択の要請を行いました。

要請行動には、森本副会長、松浦事務局長が参加し、救援会会員の市議が仲介者となりました。井上市議会事務局長に、国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情書を提出しました。

その後、吉野川市の3月定例市議会に、県本部が提出している刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書を提出。異議なしで全会一致で可決されました。3月22日の吉野川市議会でも再審法改正を求める意見書が採択されたのを受けて、6月議会に向けて請願陳情の準備することを話し合いました。救援会員が議員をしている市議会の意見書の採択を目指し、班員が直接市議に運動の意義を伝え採択の要請行動を計画しました。6月議会に向けて、鳴門市議、阿南市議に説明要請活動を展開、9月議会に向けて石井町に説明、板野町、つるぎ町へ説明と陳情書の提出をしました。阿南市議会は継続審議、板野町、つるぎ町は議長から陳情書が議会に提出されませんでした。

この間特別班は、毎月班会議を開催し、再審法改正の必要性について学んでいます。選挙後、11月8日に班会を予定しています。12月議会に向けて、頑張りたいと思います。

当面の日程

- ▼1月23日（木）滋賀・日野町事件要請 午後1時 大阪高裁
- ▼1月6日（木）大崎事件学習会 平和と労働センター3階 講師＝鴨志田弁護士
- ▼2月2日 日弁連主催 再審法改正をめざす院内集会（仮） 正午から午後2時まで 衆院第一議員会館 大会議室（オンライン併用）お問合せは03-5842-5842（瑞慶覧・吉田）へ。
- ▼2月19日 午後2時 再審法改正をめざす市民の会 WEBセミナー
「ドイツはなぜ検察官の不服申し立てを禁止したのか」 龍谷大学・斎藤司教授
- ▼名張事件要請行動 1月12日(水)、2月15日(火)、3月15日(火)
いずれも名古屋高等裁判所 13:30、名古屋高等検察庁 15:00

賛助会員への入会、会費と年末募金のお願い

無実の人を救うための日頃の活動に敬意を表します。今年もご支援、ご協力ありがとうございました。昨年12月、最高裁第3小法廷では袴田事件で再審開始決定を取り消した東京高裁決定を破棄させ、東京高裁への差し戻す決定を勝ち取りました。8月27日には、布川国賠裁判の控訴審で東京高裁では、一審が認定した警察官の違法な取り調べに加えて、検察官の違法な取り調べも厳しく断罪する画期的な勝訴判決が出され確定しました。

一方、兵庫・姫路花田郵便局事件の即時抗告棄却、静岡・天竜林業高校成績改ざん事件の即時抗告棄却、最高裁第1小法廷では飯塚事件の特別抗告が棄却されました。このように、再審をめぐることは依然として激しいせめぎ合いが続いています。

こうしたなか、再審改正運動では、地方自治体への意見書採択運動が広がっており、現在、全国で64の地方議会で再審法の改正を求める意見書が採択されています。

来年は、袴田、名張両死刑再審事件をはじめ、大崎事件、日野町事件などで裁判所の再審開始についての可否が決定されます。来年は再審ラッシュの年にしたいと思います。その勝利の力で、冤罪をなくす再審法改正の実現にむけて奮闘します。ご協力をお願いします。

この連絡会は再審・冤罪事件を支援する各支援組織の分担金と国民救援会ととりくんでいる「年末救援統一募金」などの財政で運営しています。年末で各種の募金の要請など大変だとは思いますが、ご協力をお願いします。

また、連絡会の賛助会員（年会費1口1000円、2口以上）として入会されますようお願いいたします。

会費・年末募金の振り込みは下記の口座をお願いいたします。

2021年12月15日

再審・えん罪事件全国連絡会
事務局長 瑞慶覧 淳

*郵便振替口座

口座番号 00180-0-688094

口座名義 再審・えん罪事件全国連絡会

*会費請求に行き違いありましたら大変失礼いたしました。

